

平成 21 年 6 月 23 日

「スキー研究」全巻全号電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関する告知（お願い）

会員ならびに著者各位

日本スキー学会事務局

日本スキー学会（以下「本会」という）は、2003 年の創刊以来、学会誌「スキー研究」（以下「本誌」という）を刊行して参りました。6 年間に渡り本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

此の度、本会は科学技術振興機構の電子アーカイブされる対象選定委員会によって、本会の本誌が創刊号以降の全巻全号を電子化してアーカイブされる対象誌として選定されました。

この電子アーカイブとは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。

これにあたっては、電子化された論文はすべてが同機構のサーバに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件となります。

本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾又は譲渡を必要とします。

現在は投稿規定に原稿の著作権は投稿者自身に帰属することが定められていますが、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

これらの事情から本電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作について著作権は本会に帰属していただくことといたしたく、ここに著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

万一、この件に関しましてご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2009 年 6 月末日までに本会事務局に文書または電子メールでお申し出ください。本会は、このお知らせが著者のみなさまの目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個人にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご了承いただいたものとし、電子アーカイブとして公開する時期がまいりました段階で、論文を掲載させていただきたいと存じます。

又、前述のとおり、創刊号以降の全巻全号を電子アーカイブ化にあたって本会に全ての冊子が所蔵されていないと確認された場合には、改めて会員ならびに著者各位に対して該当冊子の寄贈をお願いする場合がございますので、その際には何卒、会員および著者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〒350-1321 1 埼玉県狭山市上広瀬 860
武蔵野短期大学伴研究室内 日本スキー学会事務局
TEL 04-2954-6131 (大学代表電話)
FAX 04-2954-6134 (大学 Fax 番号)